

手と手をつなぐ 米原市手話言語条例逐条解説

【前文】

手話は、手指もしくは体の動きまたは表情を使って視覚的に表現し、ろう者がその意思を表示し、情報を取得し、および相互にコミュニケーションを図るために必要な言語です。ろう者は、物事を考え、知識を蓄え、または文化を創造するために、手話を大切に育んできました。

一方、我が国におけるろう教育の歴史をみると、その初期には手話による教育を中心としていたものの、その後、読話・発語を中心とする口話教育が取り入れられたことにより、ろう教育における手話の使用が事実上禁止されるなど、手話は言語として認められず、長くその使用が制約された時期がありました。

障害者の権利に関する条約および障害者基本法において手話が言語として位置付けられ、また平成28年4月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されるなど、地域における共生社会の実現のための施策の推進が期待されています。

このような状況を踏まえ、米原市は手話に関する施策を一層推進し、手話やろう者に対する理解を広げるとともに、聴覚障がいの有無にかかわらず市民が安心して心豊かに暮らすことができる共生社会の実現を目指し、この条例を制定します。

【解説】

前文では、手と手をつなぐ 米原市手話言語条例制定の趣旨を説明しています。

第一段落および第二段落では、手話とはどのようなものか、日本におけるろう教育の歴史において手話がたどった経過について記述し、手話はろう者の意思疎通に必要な言語で、大切に育まれてきたこと、一方でその使用については制約があったことを明らかにしています。

第三段落では、手話に関する近年の社会情勢の変化を記述し、手話が法令上言語として位置付けられるなど、共生社会の実現に向けた機運が高まっている状況であることを指摘しています。しかしながら、手話やろう者に対する理解の広がりを実感できる状況には至っておらず、手話に関する施策をより一層推進し、手話やろう者に対する理解を促進し、手話を広く普及していく必要があります。

以上のことから、第四段落において、市における手話に関する施策の一層の推進を明記するとともに、手話やろう者に対する理解の広がりによって共生社会の実現を目指すことを条例制定の趣旨として明らかにしています。

(目的)

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進および手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務ならびに市民および事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の手話の習得および獲得機会の確保を図り、もって手話を使用する市民が安心して心豊かに暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

この条は、条例の目指すべき目的を定めたものです。

前文において、市の目指す社会像としての共生社会の実現を掲げており、当該共生社会の実現に寄与することが、この条例の目的であることを明らかにしています。

手話を通した共生社会の実現を図るために手話を理解を深めるとともに手話を使用しやすい環境を構築することが必要です。この環境構築等に当たっての基本理念、市の責務ならびに市民および事業者が担う役割について、条例に明記することを説明するとともに、共生社会の実現に寄与するために手話を総合的に推進すること、市民の手話習得とろう者の手話獲得の機会を図ることが大切です。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働く者および学ぶ者をいう。
- (2) ろう者 聴覚に障がいのある者のうち、手話を言語として、日常生活および社会生活を営む者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を行う個人、法人その他の団体をいう。

【解説】

この条は、条例で使用する用語のうち、その定義が必要なものについて定めたものです。

手話を通した共生社会のまちづくりの主役として市民を位置付けるため、この条例における「市民」は、米原市自治基本条例における市民の定義と同様としています。なお、「事業者」は、市内に事業所、営業所その他の施設を設置し、事業活動を行う法人および個人または公益的な活動を行う団体を指しています。

(基本理念)

第3条 手話を理解の促進および手話を使用しやすい環境の構築は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民が手話により相互に意思を伝え合う権利を有し、その権利は尊重されることを基本として行わなければならない。

【解説】

この条は、手話を通した共生社会の実現を図るための手話を理解の促進および手話を使用しやすい環境の構築に当たっての基本理念を定めたものです。

第1条に規定する「手話を使用する市民が安心して心豊かに暮らすことができる共生社会の実現に寄与する」ための、手話を理解の促進および手話を使用しやすい環境の構築に当たっては、手話がどのような意義を有するかを理解し、それを基本的な認識として行うことからこの条を規定しました。なお、この条では、手話が言語であると認識すること、市民の手話によって意思を伝え合う権利を尊重することを基本理念として定めています。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、手話を使用する市民が手話により自立した生活を営むとともに当該市民の社会参加を促進するため、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、国、県その他の関係機関および手話に関わる団体と連携し、協力して行うものとする。

【解説】

この条は、市の責務を定めたものです。

第1項では、手話に対する理解の促進および手話を使用しやすい環境の構築のために、基本理念にのっとって、必要な施策を総合的かつ計画的に推進することを定めています。

また、施策の推進に当たっては、市のみで実施するのではなく、国、県の関係機関や手話に関わる団体と連携して実施することで、よりその効果が發揮できるとの考えから、第2項でその旨を定めています。

(市民の役割)

第5条 市民は、相互に手話に対する理解を深め、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

この条は、市民（市内に住所を有する者、市内で働く者および学ぶ者）の役割を定めたものです。手話を通した共生社会の実現に当たっては、市民が手話について、相互に理解を深めていただくこと、市が推進する施策に協力していただくことが欠かせません。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、手話に対する理解を深め、市が推進する手話に関する施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供およびろう者が働きやすい環境を整備するように努めるものとする。

【解説】

この条は、事業者の役割を定めたものです。

事業者に対し、意思疎通の支援を含めたろう者が利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境の整備について、必要な措置や合理的配慮に努めることを求めています。

(施策の推進方針の策定)

第7条 市は、第4条の規定に基づき、次に掲げる事項に係る施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

- (1) 手話の普及啓発に関する事項
- (2) 手話の習得および獲得機会の確保に関する事項

- (3) 手話による情報発信および情報取得ならびに手話を使用しやすい環境の構築に関する事項
- (4) 手話による意思疎通支援の拡充に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 施策の推進方針の策定に当たっては、市が別に定める障がい者に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 3 市長は、施策の推進方針の策定、実施状況の点検その他手話に関する施策の推進に関する事項については、米原市手話施策推進会議においてその意見を聴くものとする。

【解説】

この条は、施策を推進するための方針策定について定めたものです。

手話に対する理解の促進および手話を使用しやすい環境の構築による共生社会の実現に向けた施策の推進に際しては、その方針を定め、総合的かつ計画的に実施することが重要となります。このことから、第1項では、同項各号に規定する事項を施策推進に当たっての基本的事項と位置付け、これらを取りまとめた施策の推進方針を策定することにより、施策の計画的な推進を図ることとしています。

第2項では、施策の推進方針の策定に当たっては、市が定める障がい者計画および障がい福祉計画との整合を図るものとし、市の総合的な施策として推進することとしています。

第3項では、施策の推進方針の策定、実施状況の点検その他手話に関する施策の推進に関する事項については、学識経験者ならびにろう者およびその他関係者等を構成員とする米原市手話施策推進会議において、その意見を聴くこととし、施策推進の実効性を担保しています。

(手話を学ぶ機会の確保)

- 第8条 市は、ろう者、手話通訳者その他手話を使用することができる者および手話に関わる団体と協力して、市民に手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

【解説】

この条は、第1条に規定している手話に対する理解の促進および手話を使用しやすい環境の構築のために、手話に関する施策の推進のほか、市民の手話の習得機会の確保を図るため、手話の習得機会確保の一つとして、市による市民の手話を学ぶ機会の提供を努力義務として定めたものです。

なお、手話を学ぶ機会とは、手話講座等の開催、その開催に当たっての必要な支援、手話の学習への取組の推進をいうものとし、その確保に当たっては、聴覚障がいに関わる法人や市内の手話サークル団体などの協力が必要となります。

(学校における手話の普及)

- 第9条 市は、学校での教育活動において、手話への理解を促進し、手話を学ぶ機会および手話に触れる機会の確保に努めるものとする。

【解説】

この条は、学校における手話の普及について定めたものです。

学校での教育活動における手話に触れる機会の提供は、子どもたちの手話の習得機会を確保するものであるほか、学校教育において身近に手話に触れることで手話に対する理解のすそ野が広がるものと考えます。このことから、市内の小中学校の教育活動の中で、手話とろう者についての学習を取り入れるよう努めることとしています。

(事業者への支援)

第10条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境を構築するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

【解説】

この条は、事業者および法人等が行う取組に対する支援について定めたものです。

第6条に規定する事業者の役割を受けて、ろう者が利用しやすいサービスの提供や働きやすい職場環境の整備、ろう者および手話に対する理解を深めるための活動を行う事業者等に対し、必要な支援に努めることとしています。

(災害時の支援)

第11条 市は、災害時において、ろう者が必要な情報を迅速に得ることができるよう、情報の発信および意思疎通に必要な支援を講ずるものとする。

【解説】

この条は、災害時における市の対応について定めたものです。

音声による情報を得ることができないろう者にとって、災害の発生時に迅速に情報を取得することができない事が大きな課題となっています。

のことから、災害発生時の避難誘導や避難所における情報の提供に当たっては、ろう者に理解しやすい文字で情報提供を行うなど、合理的な配慮に基づいた支援を講ずるものとしています。

(施策の横断的な取組)

第12条 市は、手話に関する施策を効果的に推進するため、施策の推進方針に掲げる事項について、部局横断的に取り組まなければならない。

【解説】

この条は、施策を効果的に推進するために、市の各部局が横断的に施策を推進することを定めたものです。

施策を効果的に推進するためには、財政的な措置を含め、市の各部局が横断的に施策の推進方針に掲げた事項に取り組むことが不可欠です。このことを、この条で規定し、市の内部部局における推進体制の確保について担保しています。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条は、この条例に関し、施策を推進していく上で必要な事項は別に定めることを定めたものです。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

【解説】

この条例の施行日について定めたものです。この条例は、平成30年4月1日から施行します。